

「輸血拒否に関する当院の基本方針」

当院では、「無輸血治療に最大限努力しますが、輸血が回避できない事態に至った場合は輸血を行う（相対的無輸血）」の方針を取っています。

当院の輸血拒否への対応

1. 輸血拒否に対して「相対的無輸血（輸血無しでは救命できない事態に至った場合は輸血を行う）」の基本方針です。
2. 「宗教的信念等による輸血拒否」に対して、患者さん個人の権利を尊重し、可能な限り無輸血治療を行います。
3. 相対的無輸血について、当院の方針を十分説明し、患者さんの自己決定権を尊重します。絶対的無輸血（輸血無しでは救命できない事態に至った場合でも輸血を行わない）を希望される場合には、それを対応できる他の医療機関での治療をお勧めします。
4. 相対的無輸血について説明を受けた上で当院での治療を選択された場合、輸血無しでの救命できない事態が発生した場合には、輸血の同意及び署名が得られなくとも、輸血を実施させていただきます。
5. 救急搬送された場合や、院内で予期しない急変の場合など、時間的余裕がなく絶対的無輸血に対応する医療機関への転院が不可能であり、救命のためには輸血が必要な場合には緊急的に輸血を行います。
6. 絶対的無輸血の治療への同意となる「免責証明書」の発行及び署名はいたしません。

令和4年4月1日

福岡ハートネット病院 病院長

〔参考文献〕

- ・宗教的輸血に関するガイドライン 2008年2月28日
- ・医の倫理の基礎知識 2018年版